

議案第 58 号

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

理 由

子どもの医療費の助成対象を拡大し、子育て支援の一層の推進を図るため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者（第5号から第7号までの規定に該当する者を除く。以下「子ども」という。）</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者で、渋川市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に渋川市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。</p> <p>(1) <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者（第5号から第7号までの規定に該当する者を除く。以下「子ども」という。）</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>